



今月のテーマ

残置廃棄物の適切な処理とは何か

1. はじめに

廃棄物のすべてがルールに従って排出されるわけではない。時には一般廃棄物や産業廃棄物の区分を超えてイレギュラーで排出される場合がある。

特に廃棄物処理の上で困難かつ迷惑なのは「残置廃棄物」である。この処理に環境省通知では、特別に「適切な処理」と一歩引いた表現をしている。

2. 「適切な処理」とは何か

行政の立場は、公平が原則であり、対象により手加減など以ての外である。

対象によっては「生活環境上の重大な支障がある」等、問題解決が困難又は不能の場合は例外容認として廃棄物処理法上の「適切な処理」となる。

3. 残置廃棄物とは何か

①建物などを解体する際に建物の屋内外に残されている廃棄物のこと。

所有者が判明している場合は所有者の責任で適正に処理をすることが定められている。ところが所有者が死亡、行方不明等の場合は廃棄物処理の原則の排出者責任の適用が出来ないことになる。

②賃貸住宅などで、前居住者が残した家具、家電製品、生活用品、衣類など。基本的には前居住者に処理責任があるが、該当者が死亡、行方不明、海外居住となると処理責任が問えなくなりお手上げとなってしまう。

4. 排出者責任とは何か

環境省の昔の質疑応答の中では次のように記載されている。

排出事業者とは、当該廃棄物の所有者、又は占有者、又は管理者とされている。この中で、管理者の対象範囲はかなり広い。

すなわち、賃貸住宅の当該居室を管理契約締結している不動産業者や、公営住宅の事業者が管理者の立場で残置物の処理処分ができる。

5. 具体的な残置物の処理処分は

所有者は、優先順位1位の排出者に該当するが、居住者不明の場合には、管理不動産業者が居住者に代わって室内の廃棄物を管理業務の一環として処理することは適切な処理となる。

また建物の解体工事に伴い発生する残置廃棄物も原則は所有者に処理責任があるが、所有者、居住者が不明の場合は当該建物の管理者、財産管理者の責任において残置物の適切な処理が要請される。

6. 建物解体時の残置物処理の原則について

環境省は、平成30年6月22日に「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」を出している。下記一部要約。

「解体工事に伴う残置廃棄物について一般廃棄物に該当する場合は、市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど一般廃棄物の適正な処理を確保されたい」「廃棄物処理業者などの関係者への周知徹底及び適切な指導を行われたし」

この通知は、あくまで原則に基づく処理を指導している。つまり居住者などの家具類は一般廃棄物である、市町村の一般廃棄物許可業者に処理を委託する必要がある。問題は市町村ごとにそれぞれ処理の事情があり、環境省の思い描く一般廃棄物処理処分が可能かどうか。

7. まとめ

残置物は少量であれば問題にはならない。一時大量に発生した場合は、一般廃棄物処理として行政側の柔軟かつ適切な対応が求められる。最近では一部の県、又は市にて一時大量排出廃棄物の受け入れ体制が整備されつつある。遺品整理、空き家対策の決め手になる事を期待し更なる改善を要望したい。

